

初診時選定療養費の変更について

当院では、平成14年より医療機関の機能分化を促進する観点から、他の医療機関等からの紹介状（診療情報提供書）をお持ちでなく直接来院された初診の方につきまして、初診に係る費用として「初診時選定療養費」をご負担いただいております。

このたび、令和4年度の診療報酬改定の内容を踏まえ、下記のとおり改定いたします。

令和 4年 6月 30日まで 3,300 円

令和 4年 7月 1日より 5,500 円

これまで通り、紹介状をお持ちの方、公費医療等の証書をお持ちの方、救急搬送された方は初診時選定療養費のご負担はありません。

医療機関の役割分担の推進や医療提供体制の変化への対応でありますこと、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

病院長